

花緑出張サービス事業実施要領

第1 趣旨

この要領は、学校等における「花育」活動を推進し、また地域、企業、市町等が実施する園芸教室や体験教室、講演会等において講師を派遣することにより、県民に花と緑のある暮らしを提案、指導し、静岡花きのPRと消費拡大を図る「花緑出張サービス」（以下「当該事業」という。）について必要な事項を定める。

第2 応募方法

当該事業による講師派遣を希望する団体（以下「申請団体」という。）は、花緑出張サービス申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、農芸振興課に提出するものとし、同一申請者の申請件数は、最大3件までとする。

第3 講師の選定

- (1) 講師の選定については、申請団体に属する者以外を講師とする。
- (2) 講師は、原則として「ふじのくに花の都しずおかアドバイザー」から選定し、申請団体は、講師と直接連絡調整を行う。
- (3) 原則派遣する講師の人数については、以下のとおりとする。

受講者人数	講師の人数
1～10名	1名
11～20名	1～2名
21～30名	1～3名

*受講者数30超で、4名以上の講師派遣を希望する場合は、要相談

第4 対象団体

当該事業の対象とする団体等は、次のいずれかの団体等とする。

- (1) 県内小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園、保育園等
- (2) 県内市町
- (3) 県内企業、事業所
- (4) ふじのくに花の都しずおか推進協議会の構成団体
- (5) 地域花の都推進協議会の構成団体
- (6) 地域の花づくりグループ
- (7) その他農芸振興課長が必要と認めるもの

第5 対象事業（生花等植物の使用に限る）

当該事業の対象とする事業は、次のいずれかの事業とする。

- (1) 学校での花と緑に関する教育活動
- (2) 園芸教室
- (3) 緑化の相談、指導
- (4) 花と緑に関する体験教室
- (5) 花と緑に関する講演会
- (6) 花と緑に関する相談会
- (7) その他農芸振興課長が必要と認めるもの

第6 募集及び出張期間

別に定める。

第7 事業の決定

農芸振興課長は、申請書の内容を審査し、第5に該当し、かつ、必要性が高く、効果が大きいと認められるものを当該事業の対象として決定し、花緑出張サービス決定通知書（様式第2号）により通知する。なお、リモート開催については、農芸振興課長が認めた場合実施を許可する。

第8 実施報告

当該事業を実施した団体は、実施後7日以内に、花緑出張サービス実施報告書(様式第3号)を農芸振興課長に提出する。

当該事業により派遣された講師は、実施後7日以内に、花緑出張サービス講師派遣報告書(様式第4号)を農芸振興課長に提出する。

第9 講師派遣に対する支払い

当該事業により派遣された講師には、講師料及び旅費を支払うものとする。

- (1) 講師料(現地実施)は、1時間につき3,000円とする。
- (2) 旅費は、講師の居住地又は勤務地から会場までに要した経費を県の旅費規程により支払うものとする。
- (3) 講師料(リモート実施)は、1時間につき6,000円とし、旅費は支払わない。

第10 事務局

この要領に基づく事務を円滑に行うため、静岡県経済産業部農業局農芸振興課内に事務局を置く。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
この事業は、平成18年度から開始したものである。

附則 この要領は、平成28年4月21日から施行する。

附則 この要領は、平成30年6月11日から施行する。

附則 この要領は、令和2年6月15日から施行する。

附則 この要領は、令和3年6月16日から施行する。

附則 この要領は、令和4年5月27日から施行する。

附則 この要領は、令和5年6月6日から施行する。